

(電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額等)

- 第四十六条の八の五の二 消費税法施行令第七十一条の二第二項の規定は法第八十七条の六第十一项において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額について、同令第七十一条の二第三項の規定は法第八十七条の六第十一项において準用する消費税法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十一条の二第三項中「消費税法」とあるのは、「租税特別措置法第八十七条の六第十一项において準用する消費税法」と読み替えるものとする。
- 2| 前項に定めるもののほか、法第八十七条の六第十一项の規定の適用に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等)

第四十八条の七 省 略

2 省 略

- 3 法第九十条の三の四第一項の表の第六号の上欄に規定する苛性ソーダの製造業を営む者と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 省 略

二 当該苛性ソーダの製造業を営む者によりその発行済株式の一部を保有されている者で、当該苛性ソーダの製造業を営む者の役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。

) 又は使用人が役員として派遣されているもの(前号に掲げる者及び電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十五号に規定する発電事業者を除く。)

4 8 省 略

(免税対象車等の範囲)

第五十一条の二 法第九十条の十一第一項に規定する政令で定める検査自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 次に掲げる揮発油自動車(法第九十条の十二第一項第四号に規定す

(特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等)

第四十八条の七 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 当該苛性ソーダの製造業を営む者によりその発行済株式の一部を保有されている者で、当該苛性ソーダの製造業を営む者の役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。

) 又は使用人が役員として派遣されているもの(前号に掲げる者及び電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者を除く。)

4 8 同 上

(免税対象車等の範囲)

第五十一条の二 法第九十条の十一第一項に規定する政令で定める検査自動車は、次に掲げる揮発油自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費

- 効率算定自動車であるものに限る。)とする。

る揮発油自動車(いう。)

イ 乗用自動車(法第九十条の十第一項に規定する乗用自動車(いう。ロにおいて同じ。)(令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。))のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準(法第九十条の十二第一項第四号ロ(i)に規定する平成十七年揮発油軽中量車基準をいう。以下この号において同じ。))に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率(法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。))が令和二年度基準エネルギー消費効率(同号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。))以上であること。

ロ 乗用自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。))のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量(法第九十条の十第一項に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。))が二・五トン以下の貨物自動車(法第九十条の十二第一項第四号ニに規定する貨物自動車(いう。第三号において同じ。))(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。))のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率

一 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が二・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

2| 前項に規定する「揮発油自動車」とは、法第九十条の十二第一項第四号に規定する揮発油自動車をいい、前項に規定する「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」とは、同号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び同号ロ(2)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいい、同項に規定する「乗用自動車」とは、法第九十条の十第一項に規定する乗用自動車をいい、前項に規定する「平成十七年揮発油軽中量車基準」とは、同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年揮発油軽中量車基準をいい、同項に規定する「車両総重量」又は「貨物自動車」とは、それぞれ同条第一項又は第二項に規定する車両総重量又は貨物自動車をいう。

3| 前二項に規定する「エネルギー消費効率」とは、法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいい、前二項に規定する「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」とは、同号イ(2)に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。

に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（法第九十条の十二第一項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。次項第四号において同じ。）（令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

三 軽油自動車（法第九十条の十二第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。次項第五号において同じ。）であつて、車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車（同条第一項第四号ロに規定する乗合自動車をいう。）又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率（法第九十条の十二第一項第四号ニ）に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。次項第一号において同じ。）に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

2| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車 令和十二年度基準算定法（法第九十条の十二第一項第四号イ）に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法をいう。次号において同じ。）によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて令和二年度基準算定法（令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法をいう。同号において同じ。）によりエネルギー消費効率を算定しているものをいう。

二 平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車 令和十二年度

基準算定法及び令和二年度基準算定法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものをいう。

三 平成二十二年度基準エネルギー消費効率 法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。

四 平成十七年石油ガス軽中量車基準 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた石油ガス自動車に係る排出ガス保安基準(法第九十条の十二第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準をいう。次号において同じ。)で財務省令で定めるものをいう。

五 平成二十一年軽油重量車基準 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下の自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた軽油自動車に係る排出ガス保安基準で財務省令で定めるものをいう。

#### (特定の検査自動車の範囲等)

第五十一条の三 法第九十条の十一の二第一項並びに第九十条の十一の三第一項及び第二項に規定する政令で定める検査自動車は、道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた軽自動車(以下この条において「軽自動車」という。)及び特定自動車(同法第六十二条に規定する継続検査(自動車検査証の有効期間の満了する日の二月前の日から当該満了する日の一月前の日の前日まで)の間に受けるものに限る。)の結果、返付を受ける自動車検査証の有効期間の起算日が従前の有効期間の満了する日の翌日とされる自動車(財務省令で定めるものをいう。次項及び第三項において同じ。)で軽自動車以外のものとする。

2・3 省略

#### (特定の検査自動車の範囲等)

第五十一条の三 法第九十条の十一の二第一項並びに第九十条の十一の三第一項及び第二項に規定する政令で定める検査自動車は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた軽自動車(以下この条において「軽自動車」という。)及び特定自動車(同法第六十二条に規定する継続検査(自動車検査証の有効期間の満了する日の二月前の日から当該満了する日の一月前の日の前日まで)の間に受けるものに限る。)の結果、返付を受ける自動車検査証の有効期間の起算日が従前の有効期間の満了する日の翌日とされる自動車(財務省令で定めるものをいう。次項及び第三項において同じ。)で軽自動車以外のものとする。

2・3 同上

(印紙税の非課税の対象となる消費貸借契約書の要件)

第五十二条の三 省 略

2 省 略

3 法第九十一条の四第二項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一 九 省 略

十 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第

一項第三号の事業を行う漁業協同組合

十一 十五 省 略

4 5 6 省 略

(印紙税の非課税の対象となる消費貸借契約書の要件)

第五十二条の三 同 上

2 同 上

3 同 上

一 九 同 上

十 水産業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合

十一 十五 同 上

4 5 6 同 上